

# 事業系廃棄物分別一覧

201808a

種別	品目	分別種別例(法令に従い適正に分別しましょう)	区分	注意点
資源物	瓶・缶 ペットボトル	空の瓶・缶・ペットボトル、一斗缶  (内容物は事前に処理してください)	無料	缶、瓶、ペットボトルはそれぞれ個別に分別。
		新聞、ダンボール、OA紙、シュレッダー紙、雑紙、ノンカーボン紙	無料	種類別に分別。 ビニール、CD
	古紙	雑紙とは…雑誌、ボール紙、カレンダ、カタログ、菓子箱、封筒、ティッシュ箱、紙袋、付箋等の紙など  光沢加工紙も手で切れるものは可。紙袋の持ち手が紙以外は外す。		クリップ、バインダー等外す。 機密書類は有料にて受付 ダンボール等で梱包して下さい
一般廃棄物	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣等	有料	(食品リサイクル法に準ずる)
	リサイクルできない紙等	飲食した弁当容器、油などで汚れた紙やビニール、ティッシュ、紙ナプキン、黒カーボン紙(宅配伝票等)、使い捨てクリーナー、写真、金や銀の紙、シールとシール台紙、感熱紙(レシート)、紙コップ  剪定枝、刈草、観葉植物(鉢や土は産廃)	有料	資源物や産業廃棄物の混入が検査で発覚すると事業者に対し千葉市環境局の罰則があります(条例違反)
	木製品 木くず	木製品全般。木製パレット、パネル、サンプル、 木製棚など	有料	
	古布類	不要になった作業着、制服、カーテン、のぼり旗など	有料	
産業廃棄物	廃プラスチック類	プラスチック及びビニール製品全般。クリアファイル、ペン類、ひも類、梱包材、化学繊維の布、パウチ紙など	有料	
	金属類	金属類全般。クリップ、刃物類、金具類、釘、ねじ類、ピン、など	有料	
	ガラス	ガラス類全般。グラス等ガラス製品、		
	陶磁器	茶碗、陶磁器、植木鉢など		
	電球等	蛍光灯、電球など(蛍光灯、電球は別にして下さい)		
	電池	乾電池、ボタン電池、充電池など	有料	
	ガス缶	スプレー缶、カセットガス缶、ライターなど(空であること)	有料	火災例有。可燃ごみ混入厳禁
	電機製品	PC、ノートPC、プリンター、電話機、FAX、扇風機、電気ポット、デスク、椅子、ロッカー、棚など	有料	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンはリサイクル家電処理になります。
	粗大品	※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンはリサイクル家電です。		
	廃油	食用油、ラード、鉱物油など	有料	
	汚泥	排水設備(グリストラップ)から発生する汚泥など	有料	

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、県と市の条例で一般家庭ごみの分別方法とは異なります。
- 特別管理産業廃棄物、医療系廃棄物、放射性汚染物、化学薬品、石油製品、残土等の処分は受付できません。

お問い合わせ 廃棄物処理センター 内線8470 外線043-296-8470